

## 事業種別ごとに必要な添付ファイル

選択した事業種別	法令上の事業区分	根拠法・条項	必要な添付書類
外航船社	貨物定期航路事業	海上運送法第19条の5第1項	届出を証明する書類の写し 外国籍の船舶運航事業者は、事業活動内容を証明する書類の写し
	不定期航路事業	海上運送法第20条第1項	
	船舶貸渡業	海上運送法第33条	
	海運仲立業	海上運送法第33条	
内航船社	内航海運業	内航海運業法第3条第1項	登録・届出を証明する書類の写し
		内航海運業法第3条第2項	
船舶代理店	海運代理店業	海上運送法第33条	届出を証明する書類の写し
陸運業者	一般貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法第3条	許可・届出を証明する書類の写し
	特定貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法第35条第1項	
	貨物軽自動車運送事業	貨物自動車運送事業法第36条第1項	
ターミナルオペレータ	港湾運送事業	港湾運送事業法第4条	許可を証明する書類の写し
			下記に該当する場合は 登記事項証明書の写し イ：港湾運送事業者を含む複数の者の出資により設立されコンテナターミナル運営を行う者 ロ：コンテナターミナルを借り受けている者 ハ：イ又はロのいずれかの同等であると運営者が認める者
海貨業者	港湾運送事業	港湾運送事業法第4条	許可を証明する書類の写し
倉庫業者	倉庫業	倉庫業法第3条	登録を証明する書類の写し
通関業者	通関業	通関業法第3条第1項	許可を証明する書類の写し
NVOCC/国際フォワーダー	第一種貨物利用運送事業	貨物利用運送事業法第3条第1項	登録・許可を証明する書類の写し
	第二種貨物利用運送事業	貨物利用運送事業法第20条	
荷主	—	—	事業活動内容を証明する書類（定款または登記事項証明書）の写しと 貿易事務を実施していることを証明する書類（S/I等）の写し ※CONPASの利用申請を行う者のうち、自己の需要に供するため、自家用自動車により当該自己の貨物を運送する者においては、上記に加え、PSカードの事業所登録番号の付与を受けていることが分かる書類の写し
システムベンダー	—	—	事業活動内容を証明する書類（定款または登記事項証明書）の写し

※法人番号がない場合（外国籍の企業等）や上記書類がない場合、公的機関が発行した事業内容が把握できる書類の写しを添付してください。

※システムベンダーとして利用申請される場合は、検証環境で全事業種別をご利用可能です。ただし、本番環境はご利用になれません。